

海外渡航のてびき

長期にわたり日本国外に滞在されるときは、
こちらをご覧ください

海外渡航のてびきについて

- * この冊子は、将来日本に戻ることを前提として日本国外へ渡航する予定のあるお客さまを対象に作成しております。
- * 日本国外では保険金・給付金のお支払いができない場合がございますので、日本に戻る予定がない（日本国外への定住や母国への帰国等）場合には、ご契約の解約もご検討ください。

必要書類について

「海外渡航のてびき」および「お手続きに必要な書類」はこちら

【明治安田生命ホームページ】

<https://www.meijiyasuda.co.jp/contractor/service/detail/13.html>



インターネットで検索！

明治安田 海外渡航

Q 検索



目次

1 日本国外に渡航する前

渡航する前に必要なお手続き	1
税務コンプライアンスに関するお願いとお知らせ	1

2 日本国外に滞在中

日本国外に滞在中の保険料のお払込み	2
日本国外でお取扱いできないお手続き	2
お客さま専用サイト「MYほけんページ」でできるお手続き	3
お客さま専用サイト「MYほけんページ」ではできないお手続き	4
日本国外に滞在中の保険金等のお支払い	4
保険金・給付金等のお支払いができない場合	6

3 日本に戻ったら

「帰国届」提出のお願い	7
-------------	---

税務コンプライアンスについて

米国法「FATCA(ファトカ：外国口座税務コンプライアンス法)」への対応	8
「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」への対応	9

各種お問い合わせ窓口	10
------------	----

1



日本国外に渡航する前

長期にわたり日本国外に滞在する場合、以下のお手続きが必要です。

ご出発前に余裕をもって**当社までご連絡のうえ、お手続きください。** お問い合わせ先⇒P.10

渡航する前に必要なお手続き



①「海外(渡航・変更)届」をご提出ください (必須)

- 「海外(渡航・変更)届」にて、渡航中の諸通知、書類等の送付先となる**国内代理人住所(国内住所)**をご指定ください。
海外渡航先への送付は行なっていません。

②お客さま専用サイト「MYほけんページ」にご登録ください (必須)

- 「MYほけんページ」は、ご契約内容の照会や一部のお手続き・サービスが日本国外でもご利用いただけるお客さま専用サイトです。
- MYほけんページのご利用にあたり、**MYほけんページID**、**ログインパスワード**
携帯電話番号をご登録ください。
- 「MYほけんページ」でお取り扱いのないお手続き(P.4参照)は、国内代理人を通じてお手続きください。

MYほけんページ

パソコンや
スマートフォンから
登録できます
(注)一部機種を除く



※登録時に使用いただくメールアドレスは日本国外でも利用可能なものをご設定ください。また、MYほけんページの一部のお手続きはワンタイムパスワード等を、事前にご登録いただいている携帯電話番号へショートメッセージサービスにて通知します。ショートメッセージサービスのご利用は国内の携帯電話キャリアに限定しており、海外の携帯電話キャリアをご使用の場合はご利用いただけません。お客さまが日本国外で機種変更を行なった場合等ご注意ください。

税務コンプライアンスに関するお願いとお知らせ

税務上のお取り扱いの詳細につきましては、国により異なります。国税庁ホームページをご確認のうえ、ご不明点がある場合税理士などの専門家または税務署にお問い合わせください。

米国法「FATCA(ファトカ：外国口座税務コンプライアンス法)」への対応

当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、ご契約や各種取引の際、**契約者様等に対し、所定の特定米国人に該当していないか、自己申告いただく方法で確認**しています。特定米国人に該当する場合は必ずP. 8をご確認のうえご対応ください。

→詳細はP. 8

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」への対応

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」では、一定の生命保険契約に加入される際等にお客さまの氏名・住所(名称・所在地)、**税務上の居住地国等を記載した届出書の生命保険会社へのご提出が義務づけ**られています。税務上の居住地国の異動が生じる場合はP.9をご確認のうえご対応ください。

→詳細はP. 9



日本国外に滞在中のお手続きについてご案内いたします。

日本国外に滞在中の保険料のお払込み

日本国外に滞在中の保険料のお払込みは、次のいずれかの方法をお選びください。
払込方法の変更をご希望であれば、当社へお問い合わせください。

お問い合わせ先⇒P.10

お払込方法

口座振替(国内口座のみ)により払込む方法

お勤め先などの団体を経由して払込む方法

日本国内在住の代理人が払込取扱票により払込む方法

ご出発前に保険料を一括して払込む方法(前納、一括払)

※ご契約によってはお取扱いできない場合があります。

保険料のお払込みを停止してご契約を継続する方法
(保険料の払込終了、払済保険・延長定期保険への変更など)

※ご契約によってはお取扱いできない場合があります。

日本国外でお取扱いできないお手続き

主なお手続き

海外口座からの保険料のお引き落とし・海外口座へのお支払い

一部の保険金・給付金のご請求

新規の保険加入など

- ・居住地国によっては、上記以外にお客さまへのお支払いを伴う手続きができない場合がございます。
- ・必要なお手続きや制限事項にご了承いただけない場合、保険をご継続いただけないことがあります。
- ・保障内容の見直しについては、当社にご相談ください。

「MYほけんページ」を利用して、各種照会やお手続きができます。

※MYほけんページの一部のお手続きはワンタイムパスワード等を、事前にご登録いただいている携帯電話番号へショートメッセージサービスにて通知します。ショートメッセージサービスのご利用は国内の携帯電話キャリアに限定しており、海外の携帯電話キャリアをご使用の場合はご利用いただけません。

照会

ご契約の担当者やコミュニケーションセンターへの電話が繋がらない時間帯でも、ご自身でご契約内容等をご確認いただけます。

ご契約内容の照会

手続履歴の照会

手続き

「MYほけんページ」でお手続きを完結できます。 ※支払金の受取りには送金口座の登録(国内口座のみ)が必要です

一部の保険金・給付金のご請求
(契約者と被保険者が同一人の場合のみ)

お金の引出し
(積立配当金・すえ置保険金・祝金等)

お金の借入れ(契約者貸付)

借入金 ・ 保険料振替貸付のご返済

お受取口座(送金口座)の登録・変更
(国内口座のみ)

外貨建保険の解約、目標値変更

金融機関窓口販売商品の解約

保険料振替口座の変更
(国内口座のみ)

書類請求

書類は国内代理人住所(国内住所)に送付されます。

氏名の変更(改姓・改名・文字訂正)

生命保険料控除証明書の再発行

その他のサービス

その他ご加入者専用サービスをご利用いただけます。

健康診断結果の提出

エピローグ・レターの申込・変更
(書類を国内代理人住所へ送付)

上記は「MYほけんページ」でご利用いただけるお手続き・サービスの一部であり、今後も拡張してまいります。

ご利用可能なお手続き、サービスの詳細は当社ホームページをご確認ください。



パソコンから

インターネットで検索!

明治安田 MYほけん Q検索



スマート
フォンから

こちらを
読み取って
ください



お客さま専用サイト「MYほけんページ」ではできないお手続き

契約者様より書類をご請求いただき、国内にいる代理人を通じてお手続きください。お手続きの際は詳細を当社ホームページでご確認のうえ、ご不明点は当社にお問い合わせください。



主なお手続き

名義変更

年金受取の請求

一部の解約(注)

(注)外貨建保険・金融機関窓口販売商品の解約は「MYほけんページ」でお手続きいただけます。(P.3参照)

！以下の場合は、当社まで必ずご連絡ください！

滞在国、または税務上の居住地国を変更される場合

国内代理人、または国内代理人住所(国内住所)を変更される場合

日本国外に滞在中の保険金等のお支払い

保険金や給付金の請求方法

次の3つの方法があります。ご不明な点がある場合は、当社へお問い合わせください。

お問い合わせ先⇒P.10

日本国外から直接ご請求いただく方法

「MYほけんページ」でお取扱いのないお手続きは、当社ホームページから必要書類を印刷のうえ請求書類をご送付ください。

日本に戻られた後にご請求いただく方法

日本国外でのご入院先の診断書など、その国で手配が必要な書類は、必ずご準備ください。

請求書類を国内代理人住所で受け取りご請求いただく方法

ご提出いただく書類

書類のご提出先⇒P.10

次の書類をご提出ください。

病気・ケガで入院などをした場合	必ずご提出いただく書類	給付金・保険金(生存給付型)請求書 入院・手術・通院証明書
	不慮の事故の場合	受傷状況報告書 不慮の事故によることが証明できる新聞記事があればご提出ください。 免許証のコピー(運転中の事故の場合)
	健康保険にご加入の場合	健康保険証(コピー) (注1)
	ご家族の給付金をご請求の場合	ご家族関係を証明する書類 (傷病者様と請求者様の続柄が確認できるもの)
被保険者様がお亡くなりになった場合	死亡診断書(死体検案書) (注2) (被保険者の死亡日・傷病名などについて、病院等が証明したもの)	
	戸籍謄(抄)本等 (ご請求内容によっては提出いただく場合があります。)	
被保険者様が高度障害になった場合	当社で定めた診断書(注2)	

(注1)(傷害)入院治療給付金、(傷害)通院治療給付金、入院時手術(放射線治療)給付金、(傷害)外来時手術(放射線治療)給付金を請求される場合に必要です。

(注2) 日本語、英語以外で記載された診断書などは、その和訳もあわせてご提出をお願いすることもございます。

保険金・給付金等のお支払いができない場合

ご契約が有効であれば、原則として日本国外でも日本国内と同様の保障となりますが、以下に該当する場合等、保険金・給付金等のお支払いができない場合がございます。

詳しくは、日本国外に行く前にあらかじめ当社にお問い合わせください。

主な場合

「日本国内の病院または診療所」と同等と当社が認めることができない
医療施設での入院や手術・通院をした場合

先進医療など、海外での治療がお支払いの対象とはならない場合

保障が日本の公的医療保険制度に連動した実額給付タイプの場合

支払事由に定める日本の社会保障制度（要介護認定など）の認定が受けられない場合

日本で一般に認められた医療による治療を受けたことの確認が難しい場合

保障内容や用語の定義など、詳しくは、各商品の「商品パンフレット」、「保険設計書(契約概要)」、「特に重要なお知らせ」、「ご契約のしおり 定款・約款」、「My Web約款」をご確認ください。

**「帰国届」提出のお願い**

日本に戻られた場合、「帰国届」(当社ホームページに掲載)を、当社へ速やかにご提出ください。
「帰国届」のご提出がない場合、通知物が代理人住所(国内住所)に送付されるため、
日本に戻られた後は「帰国届」を必ず当社にご提出ください。

書類のご提出先⇒P.10



ご契約の新規加入、保障内容を大きくする転換・保障見直しなど、一部のお手続きは日本国外ではできません。

ご希望の場合は、日本にご帰国後（一時帰国を含みます）「帰国届」をご提出いただいたうえで手続きください。

帰国時に連絡いただければ担当者よりご案内いたします。

税務コンプライアンスについて

米国法「FATCA(ファトカ：外国口座税務コンプライアンス法)」への対応

契約者が「特定米国人」に該当する場合には、

「米国納税者証明依頼書兼情報提供同意書(W-9・個人)(米国渡航者用)」(以下「W-9」という)をご提出ください。

FATCAに基づき当社が取得したお客さまの個人情報は、FATCAの目的のみに使用します。

お手続きに必要な書類は当社ホームページより印刷のうえ、ご提出ください。⇒目次ページ参照

特定米国人とは

以下のいずれかの条件に当てはまる個人のお客さまは、FATCAにおける特定米国人に該当する可能性があります。
米国に渡航、または日本に戻られる際は、ご確認いただきますようお願いいたします。

- 米国市民(米国籍)
- 米国居住者(永住権所有者および直近3年間に183日以上(注)米国に滞在する者)

(注)183日以上要件となる日数は、学生ビザ・交換留学ビザなどでの滞在日数を除き、本年の米国滞在日数に、前年の滞在日数の3分の1 および前々年の滞在日数の6分の1を加えて計算します。

FATCAの自己申告の方法について

米国に行く前のお申し出時

書類のご提出先⇒P.10

お申し出日現在、特定米国人に該当する場合、「W-9」を当社にご提出ください。

米国に滞在中

滞在中に特定米国人の該当条件を満たした場合、その日から90日以内に、「W-9」を当社にご提出ください。

※特定米国人の該当条件の詳細は「W-9」表面にてご確認ください。なお、「W-9」以外にも追加で証明書類をご提出いただく場合があります。

所定の条件にあてはまる場合、米国内国歳入庁あてにご契約情報等の報告を行ないます。

日本に戻られた際の対応について

当社のご連絡先⇒P10

日本に戻られた際は、「帰国届」を、必ずご提出ください。

なお、日本国外に滞在中に特定米国人の該当条件を満たしたものの、「W-9」を提出されないまま日本に戻られた場合、日本に戻られた際にご提出をお願いすることがあります。

FATCAの申告に応じていただけない、および報告に同意いただけない場合の取扱いについて

特定米国人であるかの確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社ホームページ掲載の「**米国納税者情報提供不同意書**」を当社にご提出ください。

なお、米国内国歳入庁の要請に基づき、同意いただけない場合のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」への対応

税務上の居住地国が異動する場合には、「[租税条約実施特例法に基づく届出書\(居住地国の異動\)](#)」をご提出ください。

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に伴い当社が取得したお客さまの個人情報は、同制度上の目的のみに使用します。

お手続きに必要な書類は当社ホームページより印刷のうえ、ご提出ください。⇒目次ページ参照

「租税条約実施特例法に基づく届出書(居住地国の異動)」のご提出について

書類のご提出先⇒P.10

書類名	「租税条約実施特例法に基づく届出書(居住地国の異動)」
提出対象者	以前に当社に税務上の居住地国を申告(注1)したことがある方で、税務上の居住地国(注2)に異動があった方（該当の方には、異動届出書提出が義務づけられています。） ※当社は、異動届出書の記載事項等確認、ご契約情報等の税務当局への報告が義務づけられています。
提出時期	税務上の居住地国に異動が生じることとなった日から3ヵ月を経過する日まで ※渡航前のお申し出等、お申し出時点でまだ居住地国に異動がない場合は、異動後にご提出ください。 ※当社は「海外(渡航・変更)届」(渡航届)ご提出のお客さまに、異動届出書のご提出がない場合には、法令等の定めにより渡航届の記載事項・ご契約情報等の税務当局への報告が義務づけられています。

(注1) 生命保険契約申込書等により、居住地国を「日本」と申告いただいた方も含みます。

(注2) 居住地国（納税地国）は、個人の場合、以下の①・②のように判断されますが、お客さまご自身の居住地国についてご不明点がある場合、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。

①日本に住所等を有する方：日本

②外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により、所得税に相当する税を課されるとされている方：当該外国

※上記①②のいずれも該当する場合、該当する居住地国をすべてご申告ください。

※居住地国がない場合、ない旨をご申告ください。

日本に戻られた際の対応について

書類のご提出先⇒P.10

日本に戻られた際は、「帰国届」および「異動届出書」（渡航先国への異動届出書を当社にご提出いただいた場合）を必ずご提出ください。

なお、日本国外に滞在中に税務上の居住地国の異動が生じたものの、異動届出書を提出されないまま日本に戻られた場合は、日本に戻られた時にご提出をお願いすることがあります。

各種お問い合わせ窓口

お電話によるお問い合わせ

日本語での
お問い合わせ

コミュニケーションセンター

日本国内から

TEL 0120-662-332

日本国外から

TEL +81-3-5954-8840

外貨建保険・金融機関窓口販売商品のお問い合わせ窓口

TEL 0120-453-860



外国語での
お問い合わせ

日本語でのお問い合わせが困難な場合、5カ国語（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・タイ語）に対応した通訳窓口を日本国内外からご利用いただけます。

TEL 0120-701-722（5カ国語の通訳窓口）

+81-3-6630-9062（英語：English）

+81-3-6630-9063（中国語：中文）

+81-3-6630-9064（韓国語：한국어）

+81-3-6630-9065（ベトナム語：Tiếng Việt）

+81-3-6630-9066（タイ語：ภาษาไทย）

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00（いずれも祝日・年末年始を除く、日本時間）

お問い合わせは契約者様本人（給付金・保険金のご請求は被保険者様または受取人様）からお願いいたします。

※サービス充実の観点から、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

書面によるお問い合わせ

①保険証券番号 ②契約者名 ③被保険者名 ④発信者名 ⑤返信先住所 ⑥照会・申出事項 をご記載ください。

〒169-8760 日本郵便株式会社 新宿北郵便局 郵便私書箱第2012号

明治安田生命保険相互会社 コミュニケーションセンターあて

インターネット窓口

当社ホームページから、「チャットボット」や、専用オペレーターの「チャット」、フォーム入力の「かんたんお手続きフォーム」(注)をご利用いただけます。「チャットボット」は、各種お手続き等に関するご質問・ご照会をご入力いただくと、24時間365日、自動回答しますので、いつでもご利用いただけます。



パソコンから
インターネットで検索！

明治安田チャットボット



スマートフォンから

こちらを
読み取ってください



(注)「かんたんお手続きフォーム」で請求した請求書は、「海外(渡航・変更)届」にてご指定いただいた国内代理人住所(国内住所)へ送付いたします。

手続書類の送付先

〒135-8740 日本郵便株式会社 深川郵便局 郵便私書箱第2号

明治安田生命保険相互会社 事務オペレーション部 ダイレクト事務Gあて

個人情報の取扱いについて

当社は、お客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

なお、当社におけるお客さまに関する情報の取り扱いについては、

ホームページ <<https://www.meijiyasuda.co.jp/privacypolicy/index.html>> をご覧ください。

お客さまの身体・健康状態に関する情報について

- お客さまの身体・健康状態に関する情報は、とくに保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- また、取得した情報は、保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。

再保険の場合

- お客さまの保険契約について、引受リスクを適切に分散するために、再保険（再々保険以降の出再を含みます）を行なう場合があります。再保険出再契約が締結されている保険契約については、必要なお客さま情報を再保険会社に提供することがあります。
- 再保険会社に提供するお客さま情報は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険証券番号のほか、保険契約者・被保険者の氏名・性別・生年月日、保険金額等ご契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報、受取人の氏名・住所、診断書類、戸籍書類等です。
- 再保険会社においては、提供されたお客さまに関する情報は、当該保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに利用されます。

明治安田生命